

「第56回指定都市市長会議」の開催結果について

7月3日、「第56回指定都市市長会議」が東京都内で開催され、山中 竹春 横浜市長が出席しました。「地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充に関する指定都市市長会提言」等、4件の提言・要請を採択しました。

採択された・提言・要請

- (1) 地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充に関する指定都市市長会提言
- (2) 外国人政策に係る指定都市市長会要請
- (3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言
- (4) サイバーセキュリティ対策に対する指定都市市長会要請

※詳細については、添付資料をご参照ください。



<指定都市市長会議の様子>

※写真データを希望される方は、下記の間合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

政策局大都市制度推進本部室広域行政課長 須田 浩美 Tel 045-671-2108

地方創生の更なる推進に向けた地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充に関する指定都市市長会提言

新型コロナウイルス感染症によっても明らかになった過度な東京一極集中を是正するためには、「ひと」や「しごと」を東京から地方へ移動させるという新たな流れを作り出し、地方創生による多極分散型社会の実現が必要である。

こうした中で、平成 27 年に創設された地方拠点強化税制は、これまで税額控除の拡充や適用要件の緩和により、地方における質の高い雇用の場の創出や地方への人の流れを生み出すために活用されてきた。しかしながら、本制度の支援措置の認定を受けた事業件数の実績は目標値を下回っており、計画認定の雇用要件等が障壁となるなど、東京からの移転を検討する企業に十分に活用されていない状況もある。本制度を有効活用するためには、要件緩和や企業メリットの拡充等、更なる制度の拡充が求められる。

また、平成 28 年に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、制度が定着してきたことに加え、令和 2 年税制改正により拡充された税額控除の効果もあり、全国的に企業からの寄附額が増加し、地方創生に寄与している。

こうした地方創生の流れを決して止めることなく、指定都市がリーダーシップを発揮し、地方創生を力強く牽引するため、指定都市市長会として下記のとおり提言する。

記

（地方拠点強化税制について）

- 1 令和 6 年 3 月 31 日までの適用期限を延長すること。
- 2 移転型では、東京 23 区にある事業所からの転勤者が過半数に満たなくとも、新規雇用を含め移転先における雇用が増加する場合は対象とし、拡充型では、本社機能業務に従事する従業員数の維持又は増加とするなど、雇用従業員増加数や東京 23 区からの転勤者数に係る認定要件をさらに弾力化すること。
- 3 オフィスビルの賃貸によって本社機能を移転する事例が非常に多いことから、オフィス減税の対象に機械設備の取得も対象とするなど、賃貸の場合においても十分なインセンティブとなるようオフィス減税の拡充を行うこと。また、税制優遇の上限額の引き上げや同一事業年度における「オフィス減税」と「雇用促進税制」の併用を可能とすること。
- 4 首都圏も含め、イノベーションを誘発する拠点としての機能など、指定都市が果た

す多様な役割を踏まえ対象地域を見直し、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。

- 5 本社機能等の移転には構想から実現まで相当程度の期間を要することから、2年を超えた長期間の延長をすること。

(地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について)

- 6 令和7年3月31日までの適用期限を延長すること。
- 7 地方交付税の交付・不交付団体に関わらず全ての市町村への寄附を対象とし税額控除の特例措置を適用すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

外国人政策に係る指定都市市長会要請

令和3年11月に公表された「令和2年国勢調査」では、我が国の外国人人口は約275万人に達しており、増加率は、前回平成27年比で約45%と高い数値を示している。今後も、政府において、技能実習制度や特定技能制度の在り方の検討、外国人材活用による人材不足対策等が推進されることにより、さらなる外国人の増加が見込まれる。外国人政策は、国の責任のもとで実施すべきだが、平成30年度以降「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられているものの、現行の推進体制は不十分である。

一方、指定都市における外国人人口も70万人を超え、著しい増加傾向にある中、市民に身近な基礎自治体として、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、活力ある共生社会を実現するために、日本語教育の充実および生活支援は極めて重要であるが、指定都市における取組みに対する財政支援も不足している。

こうした中、令和4年11月に、文化審議会国語分科会「地域における日本語教育の在り方について（報告）」が公表され、その中で自治体は、自立した言語使用者であるB1レベル（学習時間目安：350～520時間）までの日本語教育を提供するよう求められている。

また、令和5年5月には、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」を制定し、日本語教育機関の認定制度および日本語教育を行う教員資格の整備に関する制度を創設する方針を示している。

しかし、地域においては、日本語教育の推進に関する法律第11条に基づき、実情に応じて日本語教育を推進しているが、その役割は、主にボランティアが担っているのが現状であり、教育を提供する専門人材が圧倒的に不足しているだけでなく、国が求める日本語教育を提供するためには多大な費用を要すると見込まれる。また、学校においても、日本語指導が必要な児童生徒に対して特別の教育課程を編成、実施して対応している現状である。

次に、生活支援について、地方では、外国人受入環境整備交付金などを活用し、共生社会の実現に向けた環境整備を推進しているところであるが、「一元的相談窓口」への相談件数は年々増加し、その内容も複雑化・多様化していることから、専門人材の増員はもちろん、デジタルやアウトリーチを含む多様な相談手法の提供が不可欠である。

しかし、同交付金は、外国人人口5,000人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、指定都市の規模やニーズに見合ったものとはいえない。

さらに、言語能力や情報源の不足から日本での生活に関する情報収集が困難である外国人については、「一元的相談窓口」等の行政情報や生活情報の提供にあたって、国や外国人受入機関等の関連機関との連携による効果的な情報発信が重要となっている。

以上、3つの観点から、外国人人口の増加に加えて滞在期間の中長期化も見込まれる

中、国籍にかかわらず、誰もが地域で豊かに暮らす多文化共生社会を実現するため、次のとおり要請する。

- 1 日本語教育の充実について、地域における日本語教育の適切かつ確実な実施を図るにあたり、教育の質を確保するとともに、必要とする外国人への日本語教育の提供体制を構築するため、国の責任において、必要な経費を全額国費で措置すること。また、学校においては、日本語指導が必要な児童生徒の指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実及び基礎定数化、並びに配当基準の改善を行うこと。
- 2 外国人受入環境整備交付金について、在留外国人への生活支援は、本来、国が責任をもって対応すべきものであることを踏まえ、指定都市が、大都市における外国人の生活相談ニーズに適切に対応できるよう、外国人受入環境整備交付金の交付率及び上限額の引き上げ並びに対象事業の拡大を行うこと。
- 3 在留外国人が必要な情報を適切かつ迅速に入手することができるように、地方出入国在留管理局窓口など国においても地域の実情を踏まえた生活情報等の効果的な提供に取り組むこと。

令和5年 月 日
指定都市市長会

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた指定都市市長会提言

我が国が目指す、2050年カーボンニュートラル及び2030年度における温室効果ガス排出量の2013年度比46%削減の実現に向けては、総人口の約2割に相当する2千7百万人以上が居住し、産業が集積する指定都市が、全国の市町村の先導的役割を担い、地域の脱炭素化をけん引することが求められているが、取組を進めるにあたっては次のとおり4つの課題がある。

1点目、国民一人一人のライフスタイルの転換に向け、カーボンフットプリントやエコポイント制度に取り組む企業、地域に対する支援が講じられてきた中、昨年10月からは、国における「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」が展開されているが、大きな広がりとはなっていない。

2点目、地域脱炭素の取組においては、再エネ電力の地産地消などを通じて、地域内における環境と経済の好循環を生み出して地域の成長戦略につなげていくことが重要であり、国においてそのための支援策が講じられているが、電力需要量の大きい指定都市では、市域内で生み出す再エネ電力のみではそのすべてを賄うのが難しい場合がある。

3点目、国が示す「GXの実現に向けた基本方針」や6月に改定された「水素基本戦略」において、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーと位置付けられている水素の利活用・社会実装に向け、水素車両の導入や水素ステーションの整備、水素サプライチェーンの構築、産業分野での大規模な技術実証等に対して国の支援策が講じられるとともに、水素関連産業を支援する新制度の検討も進められているが、水素利活用社会の実現に向けた国の支援が十分ではない。

4点目、地域脱炭素の推進に向けては、温室効果ガス排出量の適切な算定により、各都市が取り組む施策・事業の効果や課題をしっかりと検討・評価しながら進めていくことが必要であるが、各市が温室効果ガス排出量を算定するにあたって最も主要なデータとなる、市域単位の電力やガスの消費量について、現状では正確に実績を把握する術がなく、加えて、家庭、事業所の太陽光発電設備で発電・自家消費された再エネ電力の量や、企業等が非化石証書を用いてカーボンオフセットを行った排出量などの実績を把握する仕組みも確立されていない。

4月に開催されたG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合においては、気候変動の加速化及び激甚化する影響に強い懸念が示され、1.5度目標達成に向けた行動の緊急性について強調されたところである。

ついては、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を強化・加速させるため、以下のとおり提言する。

1 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた支援

商品・サービスの温室効果ガス排出量を見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

2 地域間連携による再エネ電力の利活用に向けた支援

再エネ電力の地産地消に向けた支援の充実に加え、再エネ供給源となる地域とエネルギー消費地における地域間連携による再エネ電力の利活用を図るためのビジネスモデルの確立に対しても支援を行うこと。

3 水素利活用に向けた支援

ブルー水素なども含めた水素エネルギーの需給拡大に向けて、国の主導による国際的なサプライチェーン構築や水素の社会実装に向けた技術開発を進める企業への支援を進めるとともに、インフラ整備等を円滑に進めるための規制緩和や法整備の早期実現、水素供給拠点整備に対する支援拡充に加え、需要家に対する支援の拡充を図ること。

また、各都市における再エネの地産地消に向けた水素利活用の取組が加速するよう、グリーン水素に関するサプライチェーン構築への支援拡充を図ること。

4 温室効果ガス排出量の算定支援

市域単位の電力やガスの消費量のほか、再生可能エネルギー導入量・自家消費量等のデータの集計・提供について、早急に具体的対応策を講ずるとともに、より精緻な温室効果ガス排出量の算定に向けて必要な仕組みづくりを進めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

サイバーセキュリティ対策に対する指定都市市長会要請

デジタル化が進展し、デジタルが日常生活において欠かせない存在となる中で、強固なサイバーセキュリティ対策は、市民及び各事業主体が安心して社会経済活動を行う上で、必要不可欠なものとなっている。

令和4年9月には政府機関などのウェブサイトがサイバー攻撃により一時閲覧できなくなった事案や、令和5年4月に全国約90の地方自治体が利用するクラウドサービスにおいて、サーバへの不正アクセス被害のためサービスが停止した事案が発生した。また、国家の安全や社会経済活動の基盤となる重要インフラに目を向けると、令和4年10月に発生した大阪急性期・総合医療センターのランサムウェア感染による電子カルテシステム障害により、緊急以外の手術や外来診療の一時停止を余儀なくされた事案など、激化するサイバー攻撃に対する対策は喫緊の課題となっており、国及び地方自治体が連携した対策が急務となっている。

については、国は、セキュリティ対策の具体化及び実際の運用にあたり、下記事項に十分配慮するよう要請する。

記

- 1 安定した社会経済活動実現のため、現在、NISC・NICT・IPA等の様々な国の機関においてサイバー攻撃等に関する情報の集約・分析がなされているが、これらをそれぞれの機関が個別に行うのではなく、統合的かつ一元化し、激化するサイバー攻撃に迅速に対処できる体制等を整備すること。
- 2 地方自治体において、様々な分野におけるセキュリティ対策が推進できるよう国が保有するサイバー攻撃に関する情報を迅速に提供するとともに、セキュリティ対策の推進にあたって過度な負担が生じることがないように、国が技術的・財政的支援を行うこと。
- 3 病院、水道、交通等の重要インフラはその性質上、安全かつ持続的なサービスの提供が求められていることから、国は、地方自治体や重要インフラ事業者の自主的な対応に委ねるのではなく、重大なインシデント発生時の技術者派遣や情報セキュリティ人材の育成など、国が積極的な関与及び連携を行うことで、より統合的な対策に努めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会